

# 令和7年度 伊勢原市清掃美化審議会 会議録

〔事務局〕 経済環境部清掃リサイクル課

〔開催日時〕 令和7年7月28日（月）午後2時～午後3時40分

〔開催場所〕 市役所3階 3A会議室

〔出席した委員〕 12名

勝 田 悟  
武 蔵 郁 夫  
秋 山 哲 也  
井 上 節 子  
市 川 幸 夫  
笠 原 浩  
二 宮 真 一  
安 藤 十 藏  
熊 谷 剛 文  
今 井 重 道  
小 澤 久 夫  
櫻 井 志 保

〔事務局〕

大 町 徹 （経済環境部長）  
神 崎 速 夫 （清掃リサイクル課長）  
横 山 亜紀子 （清掃リサイクル課資源循環係長）  
上 野 淳 平 （清掃リサイクル課収集業務係長）  
石 田 康 弘 （清掃リサイクル課資源循環係 専門員）

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0名

〔経 過〕 次のとおり

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事

【会 長】 議事（1）環境衛生事業の概要について事務局の説明を求める。

【事務局】 資料に沿って、ごみ排出量の現状や推移、資源の収集実績などについて説明した。

【会 長】（1）環境衛生事業の概要について、委員の皆様から意見を求める。

【会 長】 小型家電リサイクル事業について、ノートパソコンにタブレットも含まれているのか。数量が減ってきているようだが、小学校中学校でもタブレットが普及しており、その処理はリースしている業者が行っているのか。

【事務局】 お見込みのとおりである。

【委員】 最近、ニュースで取り上げられているリチウムイオン電池は小型家電リサイクル事業に含まれているか。

【事務局】 リチウムイオン電池は、小型家電リサイクル事業には含まれていない。一般社団法人 J B R C のリサイクル協力店にて回収している。環境美化センターでもリチウムイオン電池の引取りを行っている。また、膨らんでしまったもの、リサイクルマークが無いものなど、リサイクル協力店では受け取ってもらえないものについても、無料で引き取っている。

【事務局】 リチウムイオン電池については、発火の危険性があることやどんな製品に入っているかわかりづらく、取り扱いが難しい。収集車の火災事故も起きており、各自治体が県を通じて、国にメーカーへの要望等を行っている。

【会長】 リチウムイオン電池は、あらゆるものに使われている。将来的に一般市民へ安全な使用・処理処分に関して啓発を進める必要がある。

【会長】 議事（2）ごみ減量化・資源化施策の見直しのうち、生ごみ処理機器購入費補助事業の見直しについて事務局の説明を求める。

【事務局】 まず、ごみ減量化・資源化施策の見直しにおける背景について、説明する。

伊勢原市では、伊勢原清掃工場の焼却施設の老朽化により、令和 7 年度末までに可燃ごみ焼却施設をはだのクリーンセンターのみとする 1 施設体制への移行を目指し、様々なごみの減量化・資源化施策を推進してきた。その結果、可燃ごみはごみ処理基本計画の目標値以上に順調に減少し、令和 7 年度末までとしていた目標を 2 年前倒し令和 5 年度末で 1 施設化体制への移行を完了することができた。

1 施設体制で安定的な可燃ごみ処理が行われている現状において、これまで実施してきた施策のうち、事業の目的を一定程度達成したと思われる「生ごみ処理機器購入費補助事業」及び「せん定枝粉碎機貸出事業」について、見直したい。

生ごみ処理機器購入費補助事業の見直しについて、本市では、ごみの減量化及び資源化を計画的に促進するため、昭和 59 年から事業を継続してきた。ごみの減量化及び資源化は順調に推移しており、本事業の目的が一定程度達成している現状や、脱炭素社会実現のため電力消費の抑制が課題となっている昨今の社会情勢を踏まえ、生ごみ処理機器購入費補助事業の見直しを行いたい。

昭和 59 年から開始した当補助事業はすでに 6,575 基の補助実績があることや、近年のごみ減量化・資源化意識の向上から生ごみ処理機器の認知度や普及啓発は図れているものと考える。

次に県内他市の補助制度の状況は、生ごみ処理容器（非電動）は、19 市中 15 市が補助しており、電動式生ごみ処理機は、19 市中 14 市が補助している。

近年、補助の状況が変わった市の状況だが、秦野市では、はだのクリーンセンター 1 施設での焼却体制にするため可燃ごみの減量を進めてきたが、目的を達成したことにより、令和 5 年度末にて電動式生ごみ処理機の補助を終了した。大和市では、令和 7 年度に非電動、電動式共に補助額を資源化できる非電動式の普及を促進するため見直した。補助の廃止や見直しがある一方で、南足柄市では、平成 23 年に補助を廃止していたが令和 7 年度にごみの減量が急務であるため、補助を再開した。このように、それぞれの市町村のごみの状況により、生ごみ処理機器の購入補助の状況も異なっている。

これらの状況から、見直し案を提示したい。案1は、生ごみ処理機器購入費補助事業の廃止。ごみ処理基本計画の目標値以上に可燃ごみは順調に減少していることやはだのクリーンセンター1施設での焼却体制移行完了していることから、ごみの減量化及び資源化を計画的に促進するという目的が図れていることから事業を廃止する案。案2は、生ごみ処理容器（非電動）は、現状どおりとし、電動式生ごみ処理機を廃止する。地球温暖化等の地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すためにも脱炭素社会実現のため電力消費の抑制が課題となっており、電気を使用しない生ごみ処理に注目していただくことで、生ごみの減量化・資源化と地球温暖化対策の推進を図りたい。

案を二つ提示したが、いずれもごみが増加傾向に転じるなど社会情勢などの変化に応じて臨機応変に生ごみ処理機器購入補助について見直しを行っていききたい。

最後に今後のスケジュールだが、本日の清掃美化審議会でのご意見を踏まえ、課内検討・方針決定し、市民周知したうえで、令和8年度より新制度を開始したい。

【委員】電動式生ごみ処理機は、いくらくらいで販売されているのか

【事務局】2万5千円くらいから10万円を超える商品がある。

【委員】実際、キエーロ、コンポスター、電動式の3種類を使用した経験がある。昔の型にはなるが、電動式を使用した感想は、機械が熱くなるため夏場に使いづらい、においが少なからず発生する、処理できる量が少ない、故障などで長い期間使えない。これらの理由から現在は電動式を使用していない。キエーロやコンポスターは何十年も使えて、多くの量を処理できる。電動式の購入者が何年間使用しているのかが気になるところだが、費用対効果の面や電力消費の事を考えれば非電動式は、継続し、電動式は廃止でいいのではないか。

【事務局】過去11年間で電動式生ごみ処理機の補助242件のうち、再び補助の申請をした人は8名であった。故障後、補助を使用せずに再度購入したり、故障せず現在も使用していたりと一概には言えないが、一度壊れると使わない方が多いのではないか。また、継続的に電動式生ごみ処理機を使用しているかは不明確である。

【委員】非電動、電動ともに経験はないが、処理後、それぞれどのような副産物があるのか。

【委員】非電動は、肥料になる。キエーロは、副産物はない。黒土を入れてずっと使うことができる。場所は取ることとなるが、長年使用できる。電動式は、最後は燃やすごみとして処理することとなる。

【会長】委員の話や経験から、電動式は、コストパフォーマンスや資源生産性や環境効率から言うとあまりよくないと考えられる。

【委員】補助額がおおよそ年間120万ぐらいで、市の予算400億からするとそこを削減することを検討して、他の事業に集中させる必要はあるのか。市民の皆さんが、意識が向上している中、ごみはあらゆる世代に関わるものなので、減額するなどの検討もあっていいのではないか。

【事務局】伊勢原市は、厳しい財政運営が続いていくことが想定されている。そのため、毎年全庁的な事業の見直しを行い、限られた予算を配分していく必要がある。令和8年度からは製品プラスチックの分別収集を開始する予定もあり、生ごみ処理機

器購入費補助は、ごみの減量という事業目的を果たしたため、廃止をしたい。

【会 長】生ごみ処理機器購入補助の事業目的は達成したと思われるが、廃止した場合、南足柄市のように、ごみの状況に変化があれば補助を再開することを検討していただきたい。

【事務局】伊勢原市では、令和3年にゼロカーボンシティいせはらを表明しており、2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しているが、伊勢原市環境基本計画の中で2013年度比、2030年度までに45%削減する目標を掲げているが、現在19%となっており、達成が難しい状況である。電気を使用するものに関しては、ゼロカーボンシティの観点からも廃止していきたい。

【委 員】生ごみ処理機器の補助金を知らない市民も多い中、補助金がなくても買う人は買うので、廃止しても良いのではないか。

【委 員】非電動式の生ごみ処理機については、市の方針として、ごみを削減していきたいという意思を示すためにも、残していただきたい。

【事務局】ごみを削減していきたいという意思を示すためにも、本日の皆さんのご意見を参考にさせていただき、非電動式の補助金は残していきたい。

【会 長】非電動式の生ごみ処理容器は、カーボンニュートラルという点で地球温暖化対策になっている。この審議会としては、非電動式は継続し、電動式は廃止案を支持する。

【会 長】議事（2）ごみ減量化・資源化施策の見直しのうち、せん定枝粉碎機貸出事業の見直しについて事務局の説明を求める。

【事務局】一般家庭から排出されるせん定枝の資源化することで、可燃ごみの減量化を図るとともに、循環型社会の形成に向けた市民意識の向上を推進することを目的として、平成18年からせん定枝粉碎機の無料貸出事業を実施している。

事業開始時はせん定枝の資源化に関する事業は本事業のみであったが、現在は草木類分別収集・資源化事業が拡充し、ステーション収集をはじめ、市民にとって平易な方法で草木類の資源化、ごみの減量化が図れる状況にあり、粉碎機の貸出実績も低い状況が続いていることから、本事業について見直したい。

貸出実績は、年々減少傾向にあり、同一の利用者が複数回利用している実態がある。

草木類のステーション収集開始により、せん定枝の資源化とごみの減量化を推進する体制を構築しており、せん定枝粉碎機貸出事業を令和7年度末にて廃止する方針としたい。

【委 員】この事業を利用したことがあるが、ステーション収集が始まったことやせん定枝粉碎機が老朽化していることも鑑みて、この事業は終了して、問題ない考える。

【会 長】審議会としては、事務局提案の通、令和7年度末で廃止を支持する。

【会 長】議事（3）報告事項、資源プラスチック分別収集モデル事業について事務局の説明を求める。

**【事務局】**伊勢原市では、令和8年4月からプラスチック使用製品廃棄物（製品プラスチック）の資源化に取り組む。分別収集開始に向けて、モデル地区を選定し、容器包装プラスチックと製品プラスチックを同じ袋に入れた資源プラスチックを収集し、排出量や組成調査、意識調査を行い、市全域での分別収集開始に向けた分別方法の啓発及び排出指導の手法などの周知に役立てる。

モデル地区での実証実験は、7月の毎週金曜に4つの自治会に協力いただき実施した。

展開検査では、バケツやおけ、籠などの日用品、クリアファイル、お弁当容器などの食用関係、カトラリー類、ストロー、歯ブラシ、文房具、ハンガー、おもちゃなどがあった。対象外となる製品プラスチックとして、50 cm以上のプラスチック製の紐、ねじなどの金属がついているおもちゃ、土で汚れているものがあった。

ひと工夫して排出されている物もあった。ボールペンの金具と汚れ扱いとなる芯、ゴムを取り除いて分別していただいている方、洗濯バサミの金属部分を取り除いている方など、意識の高さが見られた。

異物として、靴下、木の板、生ごみ、うどんやケーキ、きゅうりなどが混ざっていた、その他にペットボトル、使用済みおむつなどがあった。

汚れが付いたままの容器包装プラスチックやマヨネーズなど中身が入ったままのものも多くみられた。製品プラスチックも同様だが、汚れを落として出してくださいとは周知しているものの、その具体的な程度が文字だと伝わりにくいことがわかった。汚れの表現を今後わかりやすく周知する必要があると課題が浮き彫りになった。

今回のモデル事業で、明確な数値結果の取りまとめ中だが、製品プラスチックは、容器包装プラスチックの8%~8.5%程度になる見込み。容器包装リサイクル協会にこの比率について問い合わせた際には、全国的にも、このプラスチック資源循環法が施行して間もない現在は、8%~10%の比率とのこと。法の施行当初、環境省からは、20%程度の比率が製品プラスチックになるという推測もあったことから、今後、市町村がいかに市民の皆様に周知できるかが課題となる。伊勢原市としても、このモデル事業の結果から、どう市民の皆様に周知すればご理解、ご協力いただけるか、検討していきたい。報告は以上となる。

**【委員】**容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に出しも良いということは、容器包装プラスチックをリサイクルしないということか。

**【事務局】**容器包装プラスチックと製品プラスチックが一緒になってもリサイクルできる事業者、工場に出すこととなる。容器包装プラスチックのみリサイクル可能な事業者や、製品プラスチックと混ざった状態でもリサイクル可能な事業者が存在する。

**【委員】**容器包装プラスチックは、リサイクル費用の99%を事業者、1%を自治体負担とされているが、100%自治体負担となる製品プラスチックと混ざるとどのように費用負担を計算するのか。

**【事務局】**年に1回、ベール検査を実施する。ベールとは、手選別後に四角い形に圧縮したもの。それを無作為にピックアップし、その時の容器包装プラスチックと製品プラスチックの比率で、費用が決まる。

**【事務局】**容器包装プラスチックはメーカーが99%負担し、1%を自治体負担している。一方で、製品プラスチックは100%自治体負担ということで特別交付税という形で補填されるものの自治体へ負担が大きい。容器包装プラスチックのようなメーカーに

も負担してもらおう仕組みにしてほしいとの要望は国に提出している。

【委員】モデル事業では、具体的な比率はどうなる見込みか。

【事務局】統計を取っているところだが、製品プラスチックは、8～8.5%程度になる見込み。容器包装プラスチックは、ラベルや飲食物の容器が多く、毎日出るようなものが多いが、製品プラスチックは、繰り返し使う製品が多く、1回のみ使用するものは少なく、比率は少ない。

【事務局】容器包装プラスチックは、平成20年からスタートしているが、それでも異物は混入している。製品プラスチックが追加されることもあり、繰り返し周知を重ねる必要がある。様々な機会を通じて周知啓発を行いたい。

【委員】50 cm未満とのことだが、紐は束ねておいてもダメなのか。

【事務局】中間処理する機械には、破袋機という袋を破く機械があり、刃が組み合わさった構造になっている。そこに長いものが入ると、絡んでしまい機械の故障につながるため、束ねてあっても50 cm未満としている。また、容器包装リサイクル協会に再商品化を依頼するためには50 cm未満にするという決まりがある。切っていたら50 cm未満にすれば問題ない。

【委員】せっかく容器包装プラスチックを分別しているのに、製品プラスチックを混ぜるのはいかがなものか。厚木市は、製品プラスチックのみで回収している。集めたものをわざわざ分ける方が大変ではないか。

【事務局】一括収集した物は分けず、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一つのベールにしてリサイクル業者に引き渡す。厚木市は、製品プラスチックのみを集めて、リサイクル業者に引き渡している。伊勢原市は近隣にそのような事業者がないため、一括収集する手法をとった。

【委員】令和8年4月からスタートということで、モデル事業は終了か。

【事務局】今回のモデル事業で終了となる。

【委員】容器包装プラスチックと製品プラスチックすべてが100%自治体負担となるのか。

【事務局】容器包装プラスチックの比率と製品プラスチックの比率で自治体負担の金額が決まる。製品プラスチックのリサイクル費用は1千万程度かかると思われる。比率が確定していないことや入札が今後行われるため、明確な金額は未定である。いずれにしても、自治体負担が大きいことから全国の市町村があらゆるチャンネルを通じて国に要望している。

【会長】ベールの展開検査は、機械で光をあて測定するなど方法で選別するのか。

【事務局】今回、市で実施した方法と同様で、手で選別していく。

【会長】製品プラスチックは、どのようにリサイクルされるのか。

【事務局】材料リサイクルやケミカルリサイクルによって処理される。

【会 長】ケミカルリサイクルはサーマルリサイクルに近い。サーマルであれば、燃料となることから容易に収益がありそうだが。

【事務局】プラスチック資源循環法では、サーマルリサイクルは対象外とされている。

【会 長】マテリアルリサイクルされたものは、売れるのか。プラスチックはたくさんの種類があり、それらをまとめたものについて物性維持しマテリアルリサイクルするのは困難である。

【事務局】擬木（人口木材）などに活用されている。いろいろなプラスチックが混ざるため精度の良いものはできない。

【会 長】汚れていないものという表現は、最も判断が困難である。汚れている物を水道水で洗って出すということは、水道水自体に精製・供給にエネルギーがかかっているうえ、全国的に水不足である中、広い視点で見て環境問題解決にどこまで効果があるのかという疑問がある。

【委 員】汚れている物は、洗剤やお湯を使ってまでは出さなくてよい、きれいに洗って出して下さいではなく、汚れている物は燃やすごみに出して下さいという周知でよいのではないか。

【会 長】アンケートの目的は何か。

【事務局】モデル事業の感想やチラシに関してわかりにくい、改善してほしいところなどを聞き、市全域での周知の際により良いチラシ作りや周知方法に役立てたい。

【会 長】委員から何か意見はあるか。特に意見が無いようなので、これを持って議事を終了させていただく。

#### 4 閉会